



新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた 保育施設の松戸市休園基準の停止について

厚生労働省 令和4年3月16日付け（令和4年3月22日一部改正）の事務連絡「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」の通知に伴い、千葉県より、原則陽性者が確認された場合、濃厚接触者の候補者リストを保健所に提示し、保健所が認定することが再度示されました。社会経済活動への影響を鑑み、保健所と協議した結果、令和4年2月から適用してきた保育施設の感染拡大防止に向けた独自の休園基準を停止し、下記の通り変更することといたしましたので報告いたします。

●主な変更点

【現状】 陽性者が確認された時は、該当園児のクラス全体の閉鎖



【今後】 陽性者が確認された時は、保育施設が濃厚接触者の候補者を特定し、保健所に提出。候補者のみ待機とする

※尚、濃厚接触者の待機期間（7日間）、陽性者の療養期間（有症状は10日間、無症状は7日間）については変更ありません

●運用開始日

令和4年4月26日（火）

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市子ども部保育課 ☎047-366-7351

FAX047-366-0742 ✉ mchoiku@city.matsudo.chiba.jp